



■ビオトープ・サロン 生物多様性保全への取組

前号にひきつづき、外来生物シリーズ第2回です。理解を深め、保全活動に活かしましょう。(編集局)

【徳島県における外来生物の現状—第2回】

寄稿：徳島県自然環境課 片山博之

今回は、私達の身近なところで、生態系や農業などに大きな影響を与えている外来種についてご説明します。

4. 徳島県の特定外来生物と要注意外来生物について

(1) アライグマ

徳島県でアライグマが初めて確認されたのは、平成18年に鳴門市で捕獲されたものです。その後、吉野川北岸から南岸まで生息分布を広げて、現在まで48頭捕獲されています。アライグマは、アニメの「ラスカル」で知られているように、元々北アメリカ原産ですが、ペットとして飼われていたものを放したために大きな問題となっています。徳島県でも平成22年度から県の東部農林水産局において、生息調査と捕獲実証調査を行ってきました。

徳島県で発見されたアライグマは、鳴門市の北側から侵入されてきたものと思われる。現在、捕獲が確認された市町村は、鳴門市、板野町、上板町、阿波市、吉野川市なのですが、調査結果による痕跡は、さらに広がっており、今後は県の農林水産部局と環境部局が市町村と連携して、抜本的な被害対策を講じていく必要があります。

(2) オオクチバス(ブラックバス)

徳島県では、1980年頃に持ち込まれ、その後、吉野川から南岸の湖沼やため池、主な河川にその生息域を広げています。その原因は、全国的に流行したルアーフィッシングの対象として湖沼に放されたことが原因です。そのため、その地域の生態系に大きな被害を与えてきています。徳島県では、県内の多くの湖沼や河川に分布域を拡大してきたため、既に駆除することは困難となっています。

徳島県内のある町では、町おこしの1つとして、ブラックバス大会を開催している所があります。バス釣り大会自体は、法律に違反するものではありません。しかし、大会においてキャッチアンドリリース(釣ったその場所に放つこと)が確実になされているかの確認をどのようにするかなど実際には課題が多いことが現実です。このあたりのルールづくりを今後、県や市町村、そして各団体などと協議して進めていく必要があります。

(3) カダヤシ(タップミノ)

2005年に特定外来生物に指定されるまでは、徳島市では1968年頃からボウフラの駆除のため、用水路に放流していました。この放流により、在来のメダカまでにまで影響があったのではないかと考えられています。少し前までは外来生物の取扱いにルールがなかったために招いた状況とも言えます。



アライグマ



オオクチバス(ブラックバス)



カダヤシ(タップミノ)



■写真右
オオキンケイギク

■写真下
ナルトサワギク

■写真上
シナダレスズメガヤ

■写真下
ボタンウキクサ

(4) オオキンケイギク

これも、特定外来生物なのですが、やはり正しい知識の欠如から、自動車道の法面などから広がってしまったものです。公園や一般家庭でも栽培されているのが見受けられ、これから正しい知識を普及させる必要があります。

(5) ナルトサワギクとシナダレスズメガヤ

ナルトサワギクは、その名のとおりに徳島県で確認された特定外来種です。原産は、マダガスカル島ですが本県のみならず、和歌山県や兵庫県でも確認されています。一方、シナダレスズメガヤも吉野川の砂礫地帯を中心に繁殖する南アフリカ原産のイネ科の植物です。この植物も川原に生育する希少野生生物を駆逐するなどの問題を引き起こしています。そのため、吉野川国道河川事務所では、吉野川河口などに分布するこれらの植物をボランティアとともに駆除する活動を行っていますが、広く分布しているため、全面的な駆除はなかなか困難な状況です。

(6) ボタンウキクサ

かつて、観賞用植物として導入されたボタンウキクサも、県内の河川(今切川や旧吉野川)で大量発生し、大きな問題を引き起こしました。ボタンウキクサが水面を覆うと水中に酸素が取り込まれなくなり、魚の棲めない環境になります。平成20年に国土交通省が2万3千立方メートルのボタンウキクサを取り除いた際には、2億1千万円の経費を要しています。

■ビオトープ・セミナー 資格試験に挑戦して基礎知識を修得しよう!

ビオトープ管理士資格試験過去問題 出展：(財)日本生態系協会主催「ビオトープ管理士セミナー」のテキストより
無断転載禁止：本紙は財団法人日本生態系協会の許可を得て転載しています。(編集担当)

【計画部門：正答と解説は次号で紹介】

問038：ハザードマップについて述べた文のうち、誤っているのはどれですか。

1. わが国では、洪水、火山噴火、地震、津波などに対するハザードマップがつくられている。
2. 洪水ハザードマップは、洪水で浸水が予想される区域の水深を表示した図面に、避難場所等が記載されている。
3. 地価への影響や住民に必要以上の不安を与えることがあることから、ハザードマップをインターネット等で公表することは、差し控えた方がよい。
4. 災害の被害を受けにくいまちにするため、また、自然との共存という観点からも、まちの土地利用計画を策定する際には、ハザードマップを参考にすることが重要である。
5. 土砂災害の危険が高い場所に住宅が建築されている場合には、ハードな対策だけでなく、他所への移転など、土地利用の観点からの対策を検討することも重要である。

■前号037の正答「3」

①漁業法により、稚魚の放流が行われています。しかし、特定の種に偏ったり、他の水系からの移入であったりと、生物多様性保全の観点からは課題もあります。カワウが増える要因の一つも知れませんか? / ②河口湖漁業組合は平成元年にブラックバスの漁業権を受けていることから、外来生物法公布後、3年間の特例で放流や飼育が認められました。その後、監視体制整備等により特例措置の更新にこぎつきました。現在は観光資源として、バスフィッシング客のために放流情報のサービスやバスフィッシング宿泊パックなどの観光商品化も。(奇妙な法解釈?) / ③オオクチバスは、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(2004)」いわゆる「外来生物法」により、飼育・放流・運搬・譲渡等が制限されています。 / ④保護水面管理計画を策定し、水産動植物の採捕制限や産卵・稚魚育成・種苗発生等に適する水面を「保護水面」に指定することが可能です。 / ⑤ジュゴンは、1972年に国の天然記念物に指定。水産資源保護法(1951)により、1993年には北緯30度から南緯30度の海域内で捕獲が禁止され、ワシントン条約(附属書I)により輸出入が制限されています。かつて、ジュゴンなどの海棲哺乳類は鳥獣保護法(1918)の対象外でしたが、2002年の同法改正により、ジュゴンのほかアザラシ5種が同法の対象とされました。

※2級はどなたでも受験でき、四国の受験会場は「徳島大学工学部」です。自然環境の保全に関わる方には、是非とも取得していただきたい資格です。詳しくは、<http://www.ecosys.or.jp/eco-japan/activity/biokan/index.htm>

■ビオトープ・サロン 熱血オジサン奮闘記! ~フログ・ビオトープ気延の里~

寄稿：石井町のわんぱくおじさん(ビオトープ気延の里)

【~シイタケ~ 1月18日】



2012年1月18日 晴れ 今年初めての生き物ビオトープクラブの活動です。

暖かい中、年末に約束したシイタケ菌を植え付けをしました。かねて準備しておいた“くぬぎ”の木に、12.7mmの穴を開けました。そしてオガクズと菌をねった、コルク栓みたいなのをその穴の中へ。3人が1組での共同作業でした。ネットで調べたら、二夏を過ぎた秋に収穫とか。楽しみです!

■ビオトープ・サロン 書籍紹介コーナー

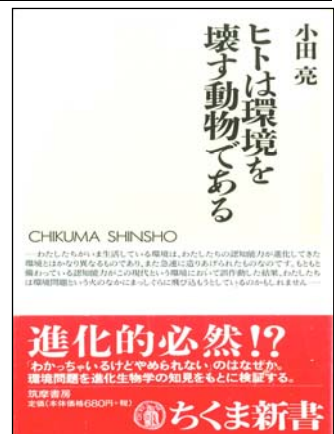
本棚を整理していて目にとまりました。いささか古い本ですが、環境問題を人間の生物的本能から紐解くのもおもしろいかと。お暇があれば一読を。(編集局)

【ヒトは環境を壊す動物である】

著者：小田亮(徳島県生まれ) / 発行：株式会社 筑摩書房 / 定価：680円

進化的必然!?!「わかっちゃいるけどやめられない」のはなぜか。環境問題を進化的生物学の知見をもとに検証する。(帯解説より転載)

エアコンを使えば温暖化を招く。洗剤を使えば河川の富栄養化が起こる。肉食はエネルギー的にムダの多い贅沢だ。わかっちゃいるけど、やめられない。かくして環境破壊は、今世紀最大の問題の一つになった。なぜ私たちは「わかっちゃいるけどやめられない」のだろうか。本書では、進化心理学の立場から、ヒトの認知能力と環境との関わりを検証し、環境破壊は人間の「心の限界」がもたらしたものであるという視点を提示する。生物学から見た、まったく新しい環境問題の書。(表紙解説より転載)



■編集後記

ビオトープに関するお役立ち情報はもとより、皆様の活動やお仕事、日常生活を通じて見たり感じたりしたこと、身近な自然の春夏秋冬や喜怒哀楽のご寄稿をお待ちしております。ふるってご参加ください! 編集局

[E-mail: kanv@nifty.com URL: <http://biotopetokushima.yu-yake.com>]